円借款用

事業事前評価表

１．案件名

国名：ベトナム社会主義共和国
案件名：気候変動対策支援プログラム（II）
L/A 調印日：2011 年 11 月 2 日
承諾金額：10,000 百万円
借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）

２．計画の背景と必要性

(1) ベトナムの気候変動セクターの開発実績（現状）と課題

ベトナムは急速な経済成長により、エネルギー需要（最終消費量）の増加が続いており、1990 年から 2006 年の 16 年間で 約 5 倍に増加している。また、ベトナムはエネルギーの利用効率が悪く、2005 年の GDP 当たり一次エネルギー消費量は 611 石油換算トン/百万ドルであり、アジア主要国の中で中国（同 790）やインドネシア（同 618）に次ぎ 3 番目である。このような背景から、ベトナムではエネルギー分野からの温室効果ガス（GHG）排出量が増大しており、GHG 排出量の増加率（1995-2005 年）はアジア主要諸国の中でも最上位となっている。そのため、GHG 排出削減に向けた、再生可能エネルギー開発・利用の促進、省エネルギーの振興、森林面積の減少抑制等の対策の具体化が急務となっている。

一方、ベトナムは約 3,400km に及ぶ長い海岸線、広大なデルタ地帯を有しており、世界銀行等の調査によれば気候変動の影響を最も受けやすい国の一つに挙げられている。ベトナム政府が 2009 年に公表した気候変動の影響シナリオ分析結果によれば、2100 年までに平均気温は 2.3℃上昇、海面は 75cm 上昇、年間降雨量は 5%増加との見込みがなされている（いずれも 1980-1999 年比）。今後、仮に 1m の海面上昇が起こると人口の約 11%が影響を被り、また GDP の約 10%を失うと予測されている。将来の気候変動に伴う災害の発生頻度の増加・深刻化は、同国の持続的な開発にとっての重要なリスク要因となることが懸念されている。

(2) ベトナムの気候変動セクターの開発政策と本計画の位置づけ

ベトナム政府は気候変動対策にかかる包括的な取り組み方針として、2008 年 12 月に「気候変動対策にかかる国家目標プログラム（National Target Program to Respond to Climate Change: NTP-RCC）」を首相決定として策定した。NTP-RCC は、天然資源環境省を主管官庁としつつ、首相を議長とする運営委員会を設置し省庁横断的に各省所管分野における気候変動対策のための各種政策形成を指示している。本計画は、NTP-RCC を始めとするベトナムにおける気候変動対策に向けた取り組みを支援すべく、①緩和（再生可能エネルギー・省エネルギーの推進、森林管理、廃棄物処理の整備、クリーン開発メカニズム（CDM）事業の形成促進等）、②適応（水資源管理強化、沿岸部の被害軽減に向けた制度改善、防災対応能力強化等）、及び③分野横断的課題（気候変動対策のための基礎データ整備と研究促進、気候変動対策のための財源確保と資金的な優遇策の導入、国家開発計画における気候変動対策の主流化、意識向上･人材

育成）の 3 つの重点課題から構成され、各々の重点課題における政策アクション（Policy Action: PA）の実施促進を図るものである。

(3) 気候変動セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

ベトナムは、2009 年 11 月上旬に東京で開催された日メコン首脳会議の機会に、気候変動対策のための日本の新たな提案である「鳩山イニシアティブ」及び、2010 年に「緑あふれるメコン（グリーン・メコン）に向けた 10 年」を開始するとのイニシアティブを歓迎した。我が国の対ベトナム国別援助計画（2009 年 7 月）における支援方針には、援助の理念・意義として、気候変動の緩和策への貢献に加え、気候変動による悪影響に対する適応策を開発政策の主流とするよう促すべきとしている。また、事業展開計画に掲げる 2 つの特記事項のうち、「分野横断的課題、地球的規模の問題」の一環として環境配慮・気候変動対策に取り組むこととしている。具体的には、気候変動に係る政策支援、GHG の削減に資する施策支援、気候変動による被害が拡大することが予想されている災害への対策等分野横断的に気候変動への対応を強化していくとしており、その一環として、2010 年 6 月に本計画第 1 期（10,000 百万円）を供与した。

また JICA は、環境、防災、保健政策等の分野で長期専門家を関係省庁に派遣しており、さらに省・再生可能エネルギー促進事業（円借款）、3Ｒ促進支援（技術協力）、衛星情報の活用による災害・気候変動対策事業（円借款）等の気候変動に係る事業を実施ないし準備中である。これらの事業や専門家の活動と本計画による政策制度改善との連携により、開発効果の拡大・普及・展開が期待される。

(4) 他の援助機関の対応

国連開発計画は NTP-RCC の策定を支援し、デンマーク政府は NTP-RCC の実施支援を目的として 40 百万ドルの無償資金協力を行っているなど、気候変動関連分野で活動が見られる。また、本計画第 2 期については、フランス開発庁（AFD）が第 1 期（20 百万ユーロ）に続き協調融資を予定しているほか、カナダ国際開発庁（CIDA）が 2011 年 3 月に 445 百万カナダドルを贈与、世界銀行も協調融資を予定している。

(5) 計画の必要性

本計画は JICA、AFD、その他気候変動に関心を有するドナー、NGO、及びベトナム各関連省庁との協議において設定した PA に基づき実施されており、2011 年 1 月に実施された政策対話において、今次計画に係る PA（計 50） のうち、70%弱が「目標を超えて達成」、もしくは「達成」と評価され、残りについても 1 件を除き「達成に向けた大幅な進捗」が確認された。本計画第 1 期 PA とその評価、及び本計画第 2 期 PA については首相承認を得ており、こうした政策改革を継続するため、本機構が支援する必要性・妥当性は高い。

３．計画概要

(1) 計画の目的

本計画は、ベトナム政府の気候変動対策について政策対話等を通じて支援することにより、①GHG 吸収増大・排出抑制による気候変動の緩和、②気候変動の悪影響に対する適応能力強化、③気候変動に係る分野横断的課題への対応を図り、もって同国の気候変動に伴う災害等リスク低減による持続的経済発展に寄与すると同時に地球全

体の気候変動緩和に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ベトナム社会主義共和国全土

(3) 計画概要

本計画では、NTP-RCC にかかげられた政策を勘案し、気候変動に係る対策として以下（主要な PA のみ記載）を実施し、その達成状況を評価した上で一般財政支援の形態で融資を行う。

項目	今次計画期間（2009 年 12 月～2011 年 1 月）に係る PA	今後（2011 年）の PA 案
GHG 吸収・排出抑制による温暖化緩和（エネルギー、森林、廃棄物対策、運輸、CDM 等）	○再生可能エネルギー促進支援に係る政令の策定 ○省エネ法実施細則の策定 ○CNG/LPG ガスを使用した公共バス導入に係るマスタープランの策定 ○REDD に係るレファランスシナリオの策定手法の開発 ○CDM 事業投資促進のための制度強化	○再生可能エネルギー基金の設立 ○省エネ推進体制の強化と省エネトレーニングセンターの設立 ○グリーン建築の推進体制構築 ○REDD に係るモニタリングシステムの導入 ○CER(排出権)申請手続き料金の利用に係る規定の策定
気候変動の悪影響に対する適応能力強化（水、防災、森林・農業、運輸・建設、保健等）	○水資源管理国家目標プログラムの策定 ○地方省防災計画の策定 ○特別利用林管理の改善 ○生物多様性保護法実施細則の策定 ○気候変動による健康への影響に係る脆弱地域の特定	○水資源法の改訂 ○国家防災法の策定 ○生物多様性に対する気候変動の影響調査実施 ○洪水・土砂災害の影響を受ける国道・鉄道・港・空港の特定
気候変動に係る分野横断的課題への対応（モニタリング、開発計画での主流化、啓発活動等）	○気候変動シナリオ分析のアップデート ○気候変動関連予算支出報告書の策定 ○環境保護税法の策定	○GHG インベントリ作成のための体制構築 ○気候変動対策行動を主流化した地方省レベルでの中期開発計画の策定

(4) 総事業費

10,000 百万円（うち、円借款対象額：10,000 百万円）

(5) 計画実施スケジュール

今次計画の対象期間は 2009 年 12 月～2011 年 1 月。貸付実行（2011 年 12 月を予定）をもって、今次計画完成とする。なお、計画全体としては、第 3 期計画完了（2012 年 3 月を予定）をもって、完成予定である。

(6) 実施体制

1) 借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）

2) 事業実施機関:天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment）

3) 操業・運営／維持・管理体制：同上

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C
② カテゴリ分類の根拠：本計画は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002 年 4 月交布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：適切な気候変動対策が実施されることにより、気候変動に伴う洪水・旱魃等災害リスクの影響を受けやすい貧困層の災害リスク軽減・対応能力強化が期待される。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：次期以降の計画において、感染症対策（保健分野）、ジェンダーの視点（啓発活動分野）に関わる PA の設定が想定・検討されている。なお政策策定の際にはジェンダーの視点が反映されるよう留意する。

(8) 他ドナー等との連携：本計画は他ドナーと協調して政策対話を行うことによって、ベトナム政府の政策形成・実施の迅速化、及び他ドナーの援助戦略との調和化を図っていくことを企図している。現在本計画において、AFD、世界銀行が協調融資、CIDA が贈与、国連開発計画（UNDP）等が複数の PA に係る技術協力について実施検討中である。

(9) その他特記事項

気候変動の緩和および適応に資する。

4. 計画効果

(1) 定量的効果

1) 運用・効果指標

分野	指標名	基準値（2008 年実績値）	目標値（2013 年） 【計画完成 1 年後】
エネルギー	国内消費エネルギー量（石油換算トン（百万 TOE））	42.3 （2008 年時点の BAU ベースでの 2013 年国内消費エネルギー量予測値）	40.2 （省エネ施策を講じた場合の国内消費エネルギー量予測値。5%の削減）
森林	森林被覆率（%）	39.1 （2009 年）	40.7
防災	防災計画を策定している地方省数	0	63（全地方省）

（注）当該指標は今後の国際議論の動向、他ドナーとの協議等を経て必要に応じ修正する可能性がある。

5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

6. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去のベトナムにおける政策制度支援型借款の事後評価においては、ベトナムでは援助協調抜きにして制度・政策改善に関与していくことは事実上不可能であり、政策制度支援型プログラムへの参加の際は他ドナー支援との整合性を十分考慮する必要があるとの教訓を得ている。これを踏まえ、本計画においては、案件形成の過程及びモニタリング等政策対話の各段階で改革項目毎にドナー会合を開催し、情報共有・計画内容の調整・合意に努めてきている。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

1) 国内消費エネルギー量（石油換算トン(百万 TOE)）

2)森林被覆率

3)防災計画を策定している地方省数

(2) 今後の評価のタイミング

計画完成後

以　上